

公益社団法人自動車技術会 総会運営規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人自動車技術会（以下、「本会」という。）定款第4章総会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 総会は、すべての代議員をもって構成する。

2 監事及び理事は、止むを得ない事由がある場合を除き、総会に出席しなければならない。

(総会の種類)

第3条 総会は、定時総会と臨時総会の2種類とする。

2 前項の定時総会は、毎年5月に1回開催する。

3 第1項の臨時総会は、必要がある場合に開催する。

第2章 招集

(招集)

第4条 法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決に基づき会長が招集する。

(招集の請求)

第5条 総代議員の議決権の十分の一以上の議決権を有する代議員は、理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

2 前項の請求をした代議員は、次に掲げる場合、裁判所の許可を得て総会を招集することができる。

(1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合

(2) 請求があった日から6週間以内の日を総会の開催日とする招集の通知が発せられない場合

(代議員提案権)

第6条 総代議員の議決権の三十分の一以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、一定の事項を総会の目的とすることを請求することができる。

2 前項の請求は、総会の6週間前までにしなければならない。

第7条 総代議員の議決権の三十分の一以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、総会の日の6週間前までに、総会の目的である事項につき当該代議員が提出しようとする議案の要領を総会の招集通知に記載することを請求することができる。

2 前項の定めは、前項の議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき総会において総代議員の議決権の十分の一以上の賛成を得られなかった日から3年を経過していない場合は、この限りでない。

(検査役の選任)

第8条 本会又は総代議員の議決権の三十分の一以上の議決権を有する代議員は、総会に係わる招集の手続及び決議の方法を調査するため、当該総会に先立ち、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができる。

(決定)

第9条 総会を招集する場合は、次の事項を理事会で議決しなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 総会の目的である事項があるときは、当該事項

(招集の通知)

第10条 総会を招集するには、会長は、総会の日々の1週間前までに代議員に対して、前条に掲げる事項を記載した書面を発しなければならない。

2 前項の定めにかかわらず、第5条第2項の定めにより代議員が総会を招集する場合には、その代議員は前条に掲げる事項を定めなければならない。

3 前2項による総会の招集の通知は、監事及び理事にも発しなければならない。

(計算書類等の代議員への提供)

第11条 会長は、定時総会の招集の通知に際して、代議員に対し、監事の監査を受け理事会の承認を得た計算書類及び事業報告並びに監査報告を書面により提供しなければならない。

2 会長は、計算書類又は事業報告の内容とすべき事項について、定時総会の招集通知を発出した日から定時総会の前日までの間に修正すべき事項が発生した場合における修正後の事項を代議員に周知させる方法を、当該招集通知と併せて通知する。

第3章 議事

(議長)

第12条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が出席できない場合は、出席している代議員の中から選出する。

(議決権)

第13条 総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

2 総会に出席した代議員が、代議員規則第10条に定める代理権を証明する書面により代理人に指定されている場合は、この限りでない。

(議案提出権)

第14条 代議員は、総会において、総会の目的である事項につき議案を提出することができる。ただし、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき総会において総代議員の議決権の十分の一以上の賛成を得られなかった日から3年を経過していない場合は、この限りでない。

(目的事項)

第15条 総会は、法令並びに定款の定めるところにより報告及び議決を行う。

2 前項の報告事項は、次の各号とする。

- (1) 事業報告
- (2) 収支予算
- (3) その他総会で報告するものとして法令又はこの定款で定められた事項

3 第1項の議決事項は、次の各号とする。

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (3) 財産目録
- (4) 会員の除名
- (5) 理事及び監事の選任又は解任
- (6) 理事及び監事の報酬等の額
- (7) 定款の変更
- (8) 総会に提出・提供された資料を調査する者の選任
- (9) 第5条の定めにより招集された総会においては、業務及び財産の状況を調査する者の選任
- (10) 総会の延期又は続行

(11) 解散及び残余財産の処分

(12) その他総会で議決するものとして法令又はこの定款で定められた事項

4 前3項に係わらず、総会の招集の通知に記載された目的事項以外の事項については、議決することはできない。ただし、第12条第2項並びに前項第8号、第9号及び第10号に係わる事項については、この限りでない。

(議決)

第16条 総会の議決は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の定めに係わらず、次の議決は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 前項の議決については、特別の利害関係を有する代議員は、議決に加わることができない。

(監事の報告義務)

第17条 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を総会に報告しなければならない。

(理事等の説明義務)

第18条 理事及び監事は、総会において、代議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、その事項が総会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として法令で定める場合は、その限りでない。

(議事録)

第19条 総会の議事については、総会終了後速やかに、書面をもって議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録には、別表に掲げる事項を記載しなければならない。

(議事録の配付)

第20条 会長は、欠席した代議員に対して、議事録の写し及び資料を配付して議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

第4章 補則

(処理基準)

第21条 この規則の運用に必要な細則については、運営企画会議において処理基準を定め、これによるものとする。

(改廃)

第22条 この規則の改廃は、運営企画会議の審議を経て、理事会の議決によらなければならない。

附 則

1 この規則は、2011年4月26日から施行する。(第1回理事会議決 2011年4月26日)

別表 運営規則第 20 条

1. 総会が開催された日時及び場所
2. 総会の議事の経過の要領及びその結果
3. 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - イ. 監事が監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき
 - ロ. 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された総会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき
 - ハ. 監事が、理事が総会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し又は著しく不当な事項があるものと認めて、総会に報告したとき
 - ニ. 監事が監事の報酬等について意見を述べたとき
4. 総会に出席した理事及び監事の氏名
5. 議長の氏名
6. 議長及び出席した理事の内 2 名以上の記名押印
7. 議事録の作成に係わる職務を行った者の氏名